

| 業務隊長 | 管理科長 | 営繕班長 | 施設管理 | 管 財 | 作 成 者 |
|------|------|------|------|-----|-------|
|      |      |      |      |     |       |

仕様書番号：第5-16号  
作成年月日：5. 5. 17

| 厚生科長 | 厚生班長 | 宿舎係長 |
|------|------|------|
|      |      |      |

## 新町 中河原宿舎給湯器更新工事

|               |                 |      |       |
|---------------|-----------------|------|-------|
| 件 名           | 新町 中河原宿舎給湯器更新工事 | 図面番号 | 1 / 3 |
| 図面名称          | 表 紙             | 縮 尺  | —     |
| 陸上自衛隊新町駐屯地業務隊 |                 |      |       |

仕 様 書

- 1 工事件名：新町 中河原宿舎給湯器更新工事
- 2 工事場所：群馬県高崎市新町1400-3 陸上自衛隊中河原宿舎（40戸）
- 3 工事概要：給湯器更新 40台  
室内及び浴室リモコン更新 40組
- 4 履行期限：令和5年12月22日

5 一般事項

- (1) 本工事は、本仕様書による他下記仕様書及び関係法規・メーカー標準仕様を準拠する。  
○国土交通省大臣官房官庁営繕部監修  
・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）  
・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- (2) 図面と特記仕様書との内容に相違又は明記なき場合、疑いを生じた場合には、全て契約担当官・監督官と協議するとともに、その指示に従うものとする。
- (3) 工事施工に際し、現場の納まり・取り合わせの為に位置又は工法を多少変え、それぞれによる数量を幾分増減する等の軽微な変更は、監督官の指示に従い施工するものとする。
- (4) 現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり関係法令を遵守し行うものとする。
- (5) 撤去等により発生した発生材は指示した場所に集積の上、金属類は発生材調書を監督官に提出し、新町駐屯地内の監督官が指示する場所に搬入すること。
- (6) 施工図、材料等の見本は、必要に応じ監督官に提出し、承認を得るものとする。特記事項に型番・製造所等の記載がある場合は、当該記載事項同等品以上とする。
- (7) 工事写真はカラーサービス版、又は電子データ(jpeg)撮影とし、施工前・施工中・施工後、施工後隠蔽部・材料検収及び監督官の指示するものを工事用アルバムに整理の上、提出するものとする。
- (8) 工事に必要な電気・水道等は、すべて請負業者が用意するものとする。ただし、試運転等の業務上必要となるものについてはその限りでない。
- (9) 工事現場で火気を使用する場合は必要な手続きを行い、許可された後に使用することとする。
- (10) 工事に関する提出書類・申請等は、全て官側の示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出するものとする。
- (11) 本工事は、工事竣工後1年間を保障期間（瑕疵期間）とする。その間発生した不具合については、請負業者の責任により速やかに対処するものとする。
- (12) 本工事で発生した金属くず等の有価物以外の発生材は、全て請負業者が責任を持って場外処分し、マニフェストを速やかに監督官に提出すること。

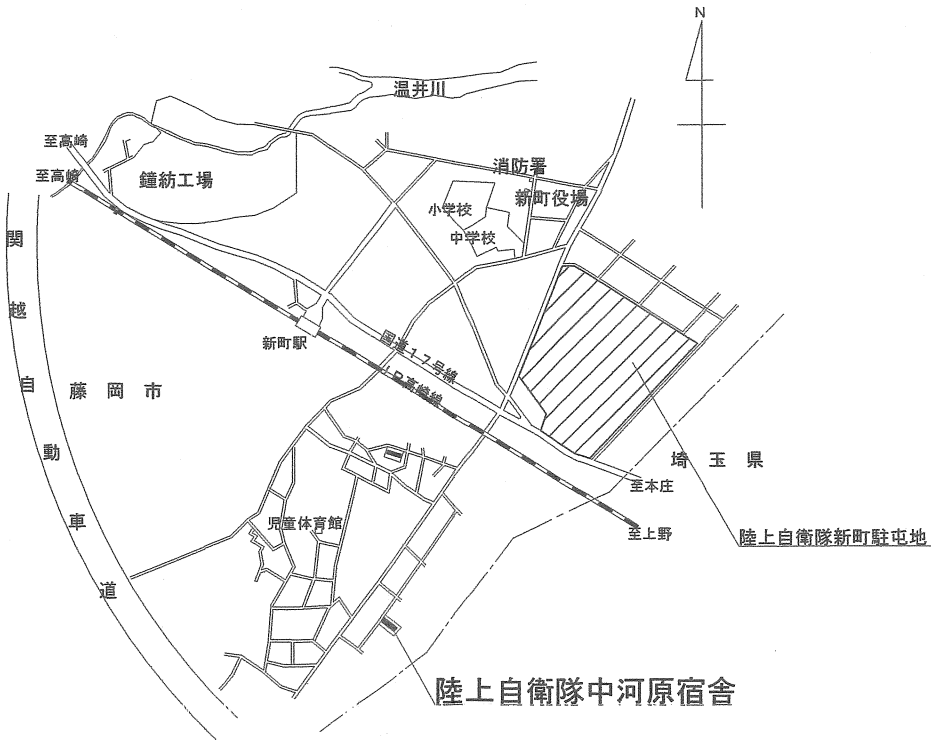
6 特記事項

- (1) 図面及び仕様書等において明記なき事項であっても、技術上又は、工事の完了に必要な当然やるべき事項については、監督官の指示に従い確実に実施する。
- (2) 本工事は、給湯設備に対して技術的に熟知した専門知識を有する技術者が実施する。
- (3) 宿舎居室内への立入りに関しては、必ず官側もしくは入居者立会いの上で実施する。
- (4) 工事の際は、音及び振動に注意し、室内に粉塵等が飛散しないよう実施する。

- (5) 更新工事を実施する給湯器については、表1のとおりとする。
- (6) 更新完了後、各給湯器の試験運転を実施し、異常のないことを確認する。
- (7) 給水・給湯・追い炊き配管用既設について、ラッキング及び既設フレキシブル管を再利用としその他新設給湯器と既設配管の接続に係る配管接手類保温材は請負者が用意する。
- (8) ガス配管について、既設配管は再利用とし、ガス用強化ホース（15A）及び接続に係る配管接手類は請負者が用意する。
- (9) 資材置き場は官側の指定する1部屋とし、廃材及び金属類置場については屋外の官側が指定する位置で仮保管する。
- (10) 本工事は、契約締結後速やかに工事を計画し、更新作業を実施するものとし、細部の日程は監督官との調整による。

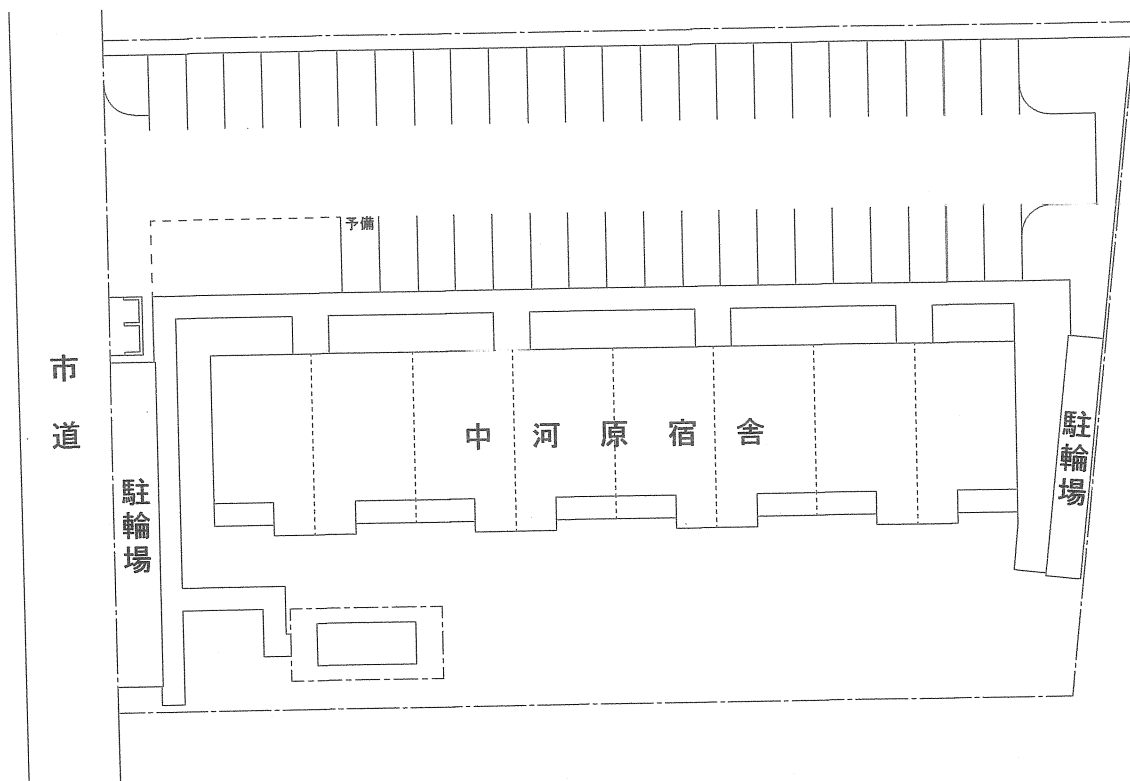
表 1

| 場所・台数        | 既設給湯器 |      |              | 新設給湯器規格等 |                 |                 |
|--------------|-------|------|--------------|----------|-----------------|-----------------|
| 中河原宿舎<br>40台 | 給湯器   | ノーリツ | GT-1650SAWX  | 給湯器      | 16号（自動タイプ）屋外壁掛け |                 |
|              | リモコン  | ノーリツ | RC-9101（S/M） | リモコン     | 室内及び浴室          |                 |
|              |       | 及び   |              |          | 新設給湯器参考品番       |                 |
|              | 給湯器   | リンナイ | RUF-A1610SAW | 給湯器      | ノーリツ            | GT-1660SAWX-2BL |
|              | リモコン  | リンナイ | MC-120V      | リモコン     | ノーリツ            | RC-J101E        |

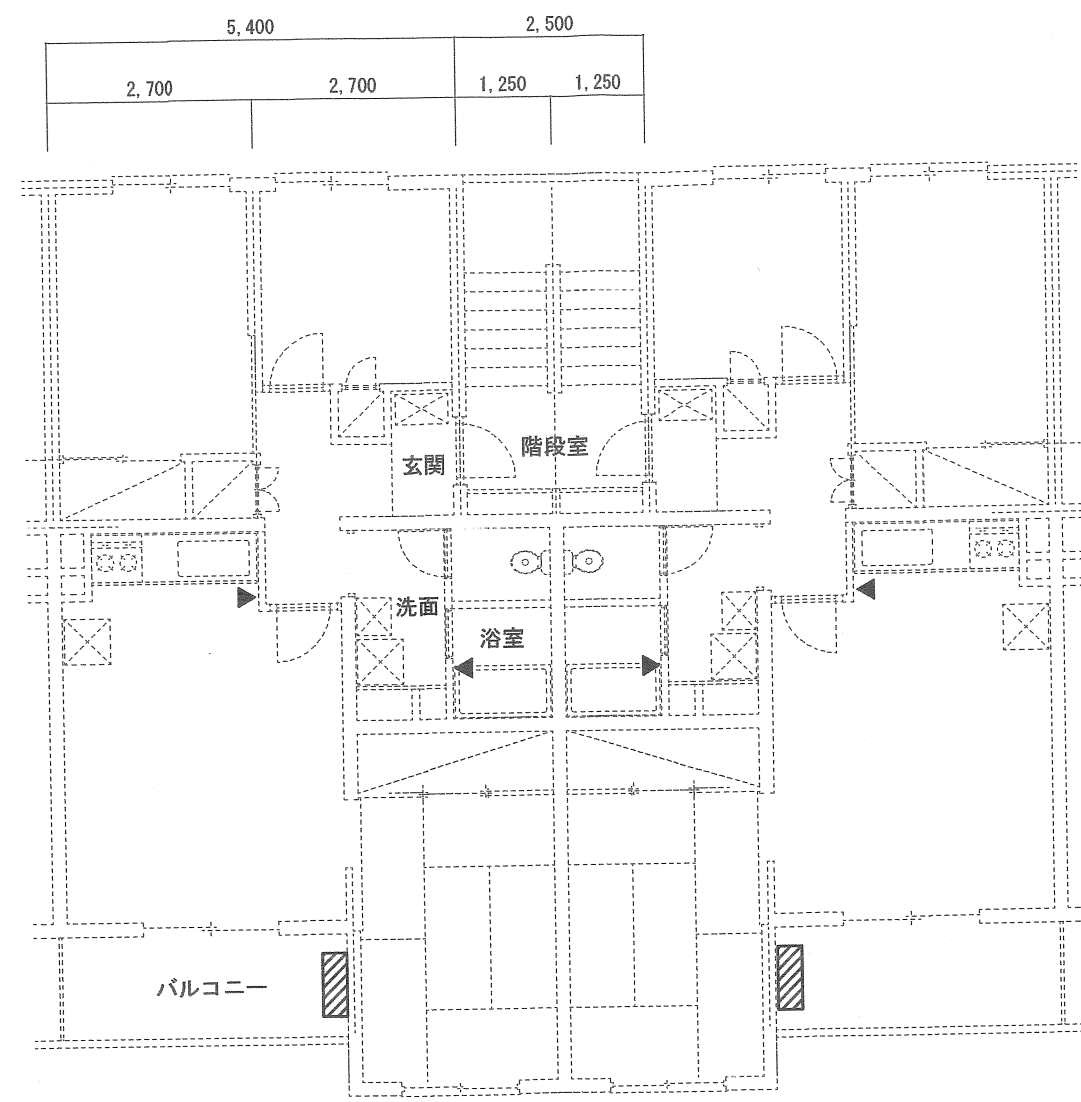
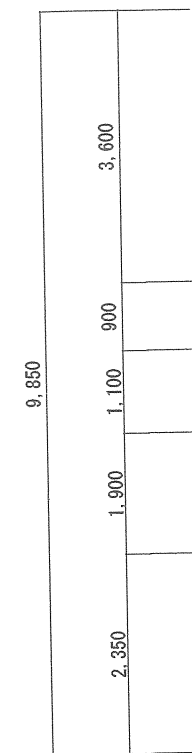


案内図（新町） S = 1 / 2 5 , 0 0 0

|               |                 |      |       |
|---------------|-----------------|------|-------|
| 件 名           | 新町 中河原宿舎給湯器更新工事 | 図面番号 | 2 / 3 |
| 図面名称          | 仕様書、案内図         | 縮 尺  | 図 示   |
| 陸上自衛隊新町駐屯地業務隊 |                 |      |       |



中河原宿舎配置図 1:500



| 凡 例 |                  |
|-----|------------------|
|     | 給湯器撤去・新設を示す      |
|     | 給湯機器リモコン撤去・新設を示す |

中河原宿舎標準平面図 1:100

|       |       |       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 501号室 | 502号室 | 503号室 | 504号室 | 505号室 | 506号室 | 507号室 | 508号室 |
| 401号室 | 402号室 | 403号室 | 404号室 | 405号室 | 406号室 | 407号室 | 408号室 |
| 301号室 | 302号室 | 303号室 | 304号室 | 305号室 | 306号室 | 307号室 | 308号室 |
| 201号室 | 202号室 | 203号室 | 204号室 | 205号室 | 206号室 | 207号室 | 208号室 |
| 101号室 | 102号室 | 103号室 | 104号室 | 105号室 | 106号室 | 107号室 | 108号室 |

中河原宿舎北面姿図 1:400

※EV無

|               |                 |      |       |
|---------------|-----------------|------|-------|
| 件 名           | 新町 中河原宿舎給湯器更新工事 | 図面番号 | 3 / 3 |
| 図面名称          | 中河原宿舎配置図・標準平面図  | 縮 尺  | 図 示   |
| 陸上自衛隊新町駐屯地業務隊 |                 |      |       |